

令和元年度第1回鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会会議録

第1 開催日時 令和元年11月21日（木）午後6時～午後7時25分

第2 開催場所 鎌ヶ谷市役所6階 第4委員会室

第3 出席者

1 委員

仁平勝之会長、宿谷光雄副会長、青山健彦委員、飯嶋孝明委員、
松崎泰子委員（欠席委員：内田徳子委員、齋藤理英委員）

2 担当課

市民課：鈴木課長、中川係長

課税課：小島課長、牧野係長

総務課情報推進室：鶴賀主査補

農業振興課：坂居課長、石川主任主事

3 事務局

高橋行政室長、井上室長補佐、大田主査補、中谷主任主事

4 傍聴人：1名

第4 議題

1 会長及び副会長の選出について

2 議題ごとの会議の公開・非公開について

3 会議録署名人の選出について

4 議題

(1) 住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施について

(2) 千葉県森林クラウドに係る林業事業体の参入について

5 その他

第5 審議内容

1 会長及び副会長の選出について

委員による互選の結果、仁平勝之会長、宿谷光雄副会長に決定した。

2 議題ごとの会議の公開・非公開について

鎌ヶ谷市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条に規定する審査請求に関する審議ではないため、公開することを決定した。

3 会議録署名人の選出について

会議録署名人は、議長を除き、2名選出するものとし、今回の会議録署名人は、飯嶋委員及び宿谷副会長に決定した。

4 議題

(1) 住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施について

資料に基づき、担当課（市民課）が諮問の経緯について説明した。

○ 市民課説明

- ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に伴い、本市では令和2年1月20日から個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）の実施を予定している。コンビニ交付は、住民が個人番号カード（マイナンバーカード）と4桁の暗証番号を使用し、全国のコンビニエンスストア等に設置されたキオスク端末（不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、様々なサービスを利用したりすることができる端末装置）を操作して、住民票の写し等の各種証明書の交付を受けることが出来る仕組みである。市役所以外の場所、市役所の開庁時間外でも各種証明書を取得することが可能となり、証明書の交付場所及び取扱時間が拡大されることにより、住民の利便性の向上や証明書発行窓口の混雑緩和など、住民サービスの向上が期待できるものである。
- ・ このコンビニ交付の実施にあたり、本人認証等を行ったうえで各種証明書の発行を行うためには、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）と委託契約を締結し、J-LISが構築・運用する証明書交付センター広域交付サーバと鎌ヶ谷市の証明書発行サーバを地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク（LGWAN）の通信回線により結合させる必要がある。本市の個人情報保護条例では、第9条の規定

により法令等に定めがあるとき等を除く保有個人情報の外部提供、第9条の2の規定によりオンライン結合による保有個人情報の外部提供を制限しているが、当該システムへの接続については、先述の内容から公益性が高く、また、個人情報の保護に関して適切な措置が講じられているものと考え、鎌ケ谷市個人情報保護条例第9条第1項第5号及び第9条の2第2項の規定により、貴審査会へ意見を求めるものである。

- コンビニ交付サービスの実施については、発行対象となる証明書は住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、市県民税の課税（非課税）証明書の4点であり、サービス開始日は令和2年1月20日を予定している。コンビニ交付を利用できる店舗数は、2019年3月末現在で全国約55,000店舗で、取扱時間はシステム停止日を除く午前6時30分から午後11時まで、戸籍証明書は市役所の開庁日の午前9時から午後5時までとなる。
- コンビニ交付サービスの流れとしては、まず、市民が個人番号カードをコンビニエンスストア等の端末の指定場所にセットし、4桁の暗証番号を入力の上、必要となる証明書等を申請すると、申請情報が専用回線でJ-LISの証明書交付センターに送信され、LGWAN経由で本市の証明書発行サーバに届く。本市の発行サーバで証明書情報を作成し、おもて面をPDFデータにし、LGWAN経由で証明書交付センターに送付される。その際、裏面には偽造防止情報が追加され、専用回線でコンビニエンスストアのキオスク端末等に送信され、市民が所要の交付手数料を支払うことで、証明書が交付されることとなる。以上のとおり、鎌ケ谷市の電子計算組織の外部結合により、証明書発行に係るデータを送受信するものとなる。
- 鎌ケ谷市で送受信するデータは、受信データとして申請に係る「利用者証明用電子証明書のシリアル番号」、「全国地方公共団体コード」、「利用者証明用電子証明書の有効性確認結果」、「証明書種別」、「通数」の5項目であり、送信データは以下のとおりとなる。

ア 住民票の写しに係る情報

(a)住所、(b)氏名、(c)生年月日、(d)性別、(e)世帯主、(f)続柄、(g)住所を定めた年月日、(h)鎌ヶ谷市民となった日、(i)届出の年月日、(j)従前の住所、(k)本籍、(l)筆頭者、(m)住民票の記載事由、(n)国籍・地域、(o)住民基本台帳法第30条の45に定める外国人住民の区分(中長期在留者・特別永住者等)、(p)在留資格、(q)在留期間、(r)在留期間の満了日、(s)在留カード・特別永住者証の番号、(t)通称、(u)氏名のカタカナ表記、(v)個人番号

イ 印鑑登録証明書に係る情報

(a)住所、(b)氏名、(c)生年月日、(d)通称、(e)氏名のカタカナ表記、(f)印影

ウ 戸籍証明書に係る情報

(a)本籍、(b)筆頭者、(c)戸籍事項 [編成日、転籍日、従前本籍、氏変更日、氏変更の事由等]、(d)個人事項[名、生年月日、父母の氏名、父母との続き柄、養父母の氏名、養父母との続き柄]、(e)身分事項 [出生、婚姻、離婚、姻族関係終了、復氏、配偶者の死亡、死亡、失踪、認知、養子縁組、名の変更、国籍取得、帰化等]

エ 市県民税の課税(非課税)証明書に係る情報

(a)住所、(b)氏名、(c)合計所得金額、(d)総所得金額等、(e)課税標準額、(f)市・県民税課税額(所得割・均等割・年税額)、(g)所得の内訳、(h)控除の内訳、(i)扶養該当・本人該当、(j)備考(減免額・税額控除額等)

- ・ コンビニ交付サービスにおけるセキュリティ対策として、システム上のセキュリティ対策は2点あり、1点目として、システム内の通信については、専用回線を利用することに加え、通信内容を暗号化することで、通信の安全性を確保すること、2点目として、証明書の発行後、キオスク端末内の証明内容データは完全に消去されるため、キオスク端末及び証明書交付センターでは、証明内容データの情報は蓄積しないことが挙げられる。
- ・ 発行される証明書に施されるセキュリティ対策は3点あり、1点目として、証明書の両面に、コピー防止対策として「けん制文字」が施され、コピーした証明書には「複写」という文字が浮き

上がる技術が用いられている。2点目として、証明書の裏面に、改ざん防止処理が施され、交付された証明書の裏面をスキャナで読み取り、問い合わせサイトを通じて、内容が改ざんされていないかを確認することができる。3点目として、証明書の裏面に「偽造防止検出画像」が印刷されており、画像確認器具（赤外線カメラ）を利用することで、その証明書が真正かどうかを確認することができる。

- ・ コンビニ店舗におけるセキュリティ対策は3点あり、1点目として、キオスク端末では、申請から交付までのすべての手続きは、手数料の支払いを含め、他人の目に触れず手続きを行うことで、個人情報を保護するものである。2点目として、キオスク端末の画面表示や音声案内により、個人番号カード（マイナンバーカード）及び証明書の置き忘れを防止する。3点目として、キオスク端末での印刷不良により、証明書の誤印刷が発生した場合には、店員が誤った証明書に「返金済・無効」の印を押し、利用者へ手渡すこととしている。
- ・ 住民票の写し等のコンビニ交付サービス実施についての近隣市の状況は、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、浦安市、白井市、印西市が既に導入しており、野田市、流山市、四街道市等が本市と同様、今年度導入する予定である。

○ 質疑応答

（議長）住民票の写し等のコンビニ交付の実施に伴い、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用するサーバと、本市の住民基本台帳システムや個人住民税システムに含まれる保有個人情報をオンライン上で結合することが、本市の保有個人情報の外部提供を伴うものであることに関して、他の事務と区別して公益性を理由として実施できるものであるか、本人や第三者の利益が不当に損なわれるおそれがないか、個人情報の漏えい等のセキュリティに関して問題がないかなどといったことを論点として審議していく必要があるかと思われまます。それでは、

本件に関して、ご意見を申し上げます。

(委員) 総務省がコンビニ交付を導入したのはいつか。また、このタイミングで導入することとなったきっかけは何か。

(担当課) 平成28年1月からマイナンバーカードが交付されることとなったことに伴い導入されたが、従来から住民基本台帳カードでコンビニ交付を行っていた自治体もあった。導入のきっかけとしては、近隣でも多くの自治体で導入が開始されたことや、コンビニエンスストア等で住民票の写し等を受け取ることができることにより、市民の利便性の向上や窓口の混雑緩和の解消につながるためである。

(委員) 本籍を本人が明かしたくない場合に、除外することは可能か。

(担当課) 住民票については、本籍や世帯主、続柄、マイナンバーの記載の有無は取得者が自分で選択できる。マイナンバーに関しては、提出先からマイナンバーの提供を求められているかどうかにつき、警告が出るようになっている。記載事項を本人のみとするか、全員のものとするかをタッチパネルの画面の操作で選択できる。

(委員) 窓口で行うのと同様の手続きを端末で行うということか。

(担当課) 申請書を書かなくてもよいこと、開庁時間外にも取得が可能となることというメリットがある。

(委員) コンビニ等とあるが、郵便局やドラッグストアにもあるのか。

(担当課) 参加団体にはコンビニエンスストアのほか、ホームセンターやドラッグストアなどが含まれている。

(委員) キオスク端末の機械そのものの保護はどうなっているのか。壊されたりする恐れはないか。

(担当課) キオスク端末は基本的にコンビニ等の建物内に設置され、駅などには置かれない。市町村によっては、庁舎内に設置し、窓口の混雑の緩和を図っているところもある。

(委員) 機械の設置の有無は店舗の判断か。

(担当課) コンビニエンスストアの系列によって、キオスク端末が3種類ある。

(委員) 実際に端末で情報の入力をする際に、暗証番号等を横から見られないかが気にかかる。それぞれの端末で、事業者はどのように注意喚起を行うのか。

(担当課) チケットなどを発行する機械と同一の機械で、タッチパネル上で「行政サービス」のメニューから選択することになる。

(委員) 囲みや、並ぶ場所のステップ表示などで、操作画面を脇から覗かれないような工夫があればよい。自身でも後ろを振り返りながら操作しているところである。

(担当課) 機械の画面は操作者にしか見えない角度で設定されているとのことであるが、現時点で職員が実際に試したわけではない。

(委員) 実施にあたっては、実際に使用してみて、不都合があれば積極的に事業者に指導をしていただきたい。

(担当課) 承知した。

(委員) 交付の手数料は窓口と同一か。

(担当課) 本市では窓口と同一の料金となる。自治体により異なり、市川市ではコンビニ交付の場合、50円の割引をしている。

(委員) 市の窓口でもらえる封筒はコンビニ等にはないのか。

(担当課) 全国的に展開されているサービスであり、利用者が鎌ヶ谷市民とは限らないため、本市の封筒の備付けは考えていない。

(議長) 実施機関だけではなく、市民自身も自らの個人情報の取扱いに気をつける必要があると思われる。公益上の必要性、セキュリティ対策の措置が講じられていることで、各委員からの意見は出尽くしたと思うので、事務局に取りまとめをお願いしたい。

(事務局) 承知した。

(2) 千葉県森林クラウドに係る林業事業体の参入について

資料に基づき、担当課（農業振興課）が諮問の経緯について説明した。

○ 農業振興課説明

- ・ 昨年度審議いただき、現在オンライン上で千葉県と本市の間で情報共有が実現している千葉県森林クラウドのシステム（以下「システム」という。）について、当初の予定どおり令和2年4月1日か

ら林業事業体の利用が開始されることから、これに係る審議をいただきたい。

- 当該システムを利用可能な林業事業体の要件は、森林経営管理法第36条第2項の規定等により千葉県が公表する民間事業者及び育成経営体のうち、個人情報取扱に関する規定を定めていることとされており、県にて千葉県森林クラウド利用要領の改正手続きが進められているところである。
- 昨年4月から施行された森林経営管理法において、区域内に存する森林の経営管理が円滑に行われるよう努めることが市町村の責務である事が明記された。森林の経営官地権を市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合、市町村が当該森林を借り受けて管理し、林業に適した森林については経営管理実施権配分計画を定め、意欲ある林業事業体へと経営管理を引き継ぐことになる。同法第36条では、経営権利実施権配分計画の設定を受けることを希望する民間事業者の県による公募について、同条第2項では公募に応募した民間事業者の公表について規定されており、システムの利用にあっては、この公表がなされていることが要件の一つとなっている。ただし、公表の対象となる民間事業者は、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること、また、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められることと規定されていることから、これらに基づく県の審査を通じて、システムについても利用者の健全性の確保が図られている。
- これらの要件を満たすものについて、今後、システムの利用が開始されることとなり、このうち森林法施行令第10条第3項に規定する要件を満たす者については、同条に基づく森林の所有者氏名及び住所の個人情報を含む林地台帳情報の提供が個別の申請に基づきオンライン上で行われることとなる。システムを用いない場合は紙媒体又はデータにより運用されることとなるが、システムによって林業事業体が必要な情報をオンライン上で確認することが可能となることで、管理の行き届かない森林の集約化が促進

されることが期待される。

- ・ なお、林業事業者によるシステムへのアクセスについては、インターネット回線を通じて接続されることとなり、無害化処理やアクセス権限の管理、システムの常時監視という不正アクセスを排除する対策が講じられ、セキュリティ面に十分に配慮されたものとなっている。また、万が一IDやパスワードが漏洩した場合であっても、システムは専用のアプリケーションから起動されるため、アプリケーションがインストールされていない端末では利用できないものとなる。
- ・ 本件については、林地台帳記載情報の提供は森林法施行令第10条に規定されていることから、本審査会においてはオンライン上での林業経営体に対する情報提供について諮問したい。

○ 質疑応答

(議長) 本件は本年3月にも議題となっているが、事務局から何かありますか。

(事務局) 千葉県森林クラウドに本市がオンライン結合をすることについて、本年3月に行われた審査会では、ネットワーク上で森林関連情報の共有が可能となることで、業務の効率化の向上、森林整備の推進による地域の活性化等に資することとなり、公益性が高いと判断できること、また、千葉県と各市町村間については、LGWAN回線を用いて通信されることから個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められること、林業事業者が新たに情報連携を行うこととなった場合には個人情報の取扱いについて改めて議事とすることとの結論となっている。このたび、林業事業者の森林クラウドの利用が開始されることとなり、既に事業の公益性、行政機関の通信の安全性に関しては、妥当との判断をいただいていることから、主に林業事業者の接続の安全性についての審議になるものと考えている。

(委員) クラウドで入手できる森林関連情報とはどのようなものか。

(担当課) 林地台帳には所在、地番、地目、面積のほか、登記簿上の所

有者の氏名及び住所等、現に所有している者、あるいは所有者とみなされる者の氏名及び住所等、境界の確定に資する測量等の実施状況などが記載されている。林業事業体が森林クラウドの専用アプリケーションをインストールし、申請を行うことにより、林野台帳に記載された氏名や住所などの個人情報が見ることができる仕組みである。

(委員) 林業事業体とはどのようなものか。

(担当課) 林業経営者をいうが、本市には該当者がいない。もし、今後本市で事業体が林業を始めようとする場合に、クラウドを通じて必要となる情報を取得し、適切に林業を運用する趣旨のものである。

(委員) 林業事業体として、どのような要件を備える必要があるのか。

(担当課) クラウドを利用できる林業事業体は、千葉県森林クラウド利用要領(改正案)第3条の規定により、森林経営管理法第36条第2項の規定等により県が公表する民間事業者及び育成経営体のうち、個人情報の取扱いに関する規則を定めていることが要件となっている。県がこの要領(案)に基づき、事業体が要件を満たしているかどうかの審査を行う。

(委員) 林業事業体の要件の有無を判断する権限は県にあるということか。

(担当課) そのとおりである。

(委員) 民間事業者に国籍要件はあるのか。

(担当課) 特に設けられていない。

(委員) 県で公表されている団体はいくつあるのか。

(担当課) まだ募集の段階であり、事業者数は未確定である。本市の林業事業体が公表されると、県から本市に通知がくる。要件を満たす事業体について、県に利用開始申請が行われた後にログインに必要なIDとパスワードが発行され、クラウドの利用が可能となる。この時点では林業事業体は林地台帳の個人情報は閲覧できないが、林地台帳は本市が管理するものであることから、森林経営計画の認定を受けている林業事業体に限り、個

個人情報を含む内容の閲覧を希望する場合、別途本市に対して申請を行う。申請は市から県へ送付され、県が当該市町村内の情報につき閲覧制限が緩和される仕組みとなっている。

(委員) 諮問書に記載のある森林経営管理法第36条はどのような内容か。

(担当課) 市町村が集約した森林を経営管理実施権配分計画に基づき民間事業者にも再配分する際に、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を都道府県が公募することや公募を公表する旨が定められている。

(委員) 林地台帳には氏名や住所等が記載されているが、鎌ヶ谷市個人情報保護条例第2条に規定する保有特定個人情報は含まれるのか。

(事務局) 保有特定個人情報とは実施機関が保有するマイナンバーを含む個人情報のことをいい、今回の諮問の対象となっている林地台帳には記載されない。

(委員) 境界に争いがある場合は、林地台帳や図面上でどのように反映されるのか。

(担当課) クラウドには詳細な情報は入らない。境界の確定に資する情報において「不明」となると推測される。

(委員) 林地台帳は、申請者が申請した内容に基づき記載されるのか。現に所有している場合や、登記簿上の所有者とみなされる場合などは誰が判断するのか。

(担当課) 本市が県から引き継いだ林地台帳をもとに、所有者変更の届出等に基づき更新する。

(委員) 登記簿上の所有者に確認が取れない場合はどうするのか。

(担当課) 具体的な事例がないので明確なことは申し上げられないが、例えば、遺産分割協議書などによって現に所有する者が明確になる場合には、所有者として該当するケースが考えられる。

(委員) 台帳の記載事由の欄にそのような細かいデータが入ってくる可能性がある。

(委員) 所有者とみなされる場合であって、遺産分割協議書などがな

い場合には、市が所有者の真偽を判断するのは難しいのではないかと。

(委員) 固定資産税を支払っている場合や、家系図を元に記載することもあると考えられるが、あくまで想定での話である。

(委員) 境界の確定に資する測量等の実施状況の項目内に掲げられた地籍調査はどのように実施されているのか。

(委員) 市が林地台帳の整備に関する条例を定めているのか。

(担当課) 本市の条例は無く、もともと県が管理していたものが各市町村に移譲された経緯がある。当初のデータの入力は県が行ったものであり、それを基にして変更が生じた場合に市が更新を行う。

(委員) 林地台帳に記載された内容が、裁判の資料として使用できるだけの正確性が担保されているかどうかは定かではなく、あくまでも情報提供であるという位置づけを、当該情報を提供する際に注意喚起したほうがよい。

(委員) 林地台帳は誰でも閲覧できるものなのか。

(担当課) 氏名や住所などの個人情報が入っておらず、地番が表記された状態のものは窓口で取得できる。

(委員) 林地台帳の作成が県から市に移行されたのはいつ頃か。

(担当課) この2年から3年の間である。

(委員) 林地台帳内の「記載事由」にはどのような内容が記載されるのか。

(担当課) 所有者の変更時等に特記事項がある場合に記載するものと想定している。

(委員) 市に調査権がない以上、記載に不正確な部分があったとしても、市は責任を負えないという前提でいたほうがよい。

(担当課) 地籍調査の実施状況が不明か否かということも、林業事業者にとっては有用な判断材料となるものと考えている。

(委員) 記載内容の精度は徐々に向上させていくべきものと思われる。

(議長) 公益上の必要性、セキュリティ対策の措置が講じられていることで、意見は出尽くしたと思うので、事務局で取りまとめを

お願いしたい。

(事務局) 承知した。

5 その他

(事務局) 報告事項について

保有個人情報に関する目的外利用及び外部提供について、資料をもとに概要を報告した。

(委員) 生活保護に関する事務に係る個人情報ファイルとはどのようなものか。

(事務局) ケースの方が市外に転出した際に、法令に定めがあるもののほか、本人の同意をもとに転出先の社会福祉事務所にケースファイル等を提供するものである。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和2年1月1日

署名人 宿谷 光雄

署名人 飯嶋 孝明